

下水管工事で既設占用物が支障となった

事例の概要

公共下水道管を布設する工事の設計にあたり、道路台帳を用いて上水道・電線管・ガス管等の占用物の埋設位置を確認し、下水道管布設位置を決定しました。工法は開削工法として発注しました。

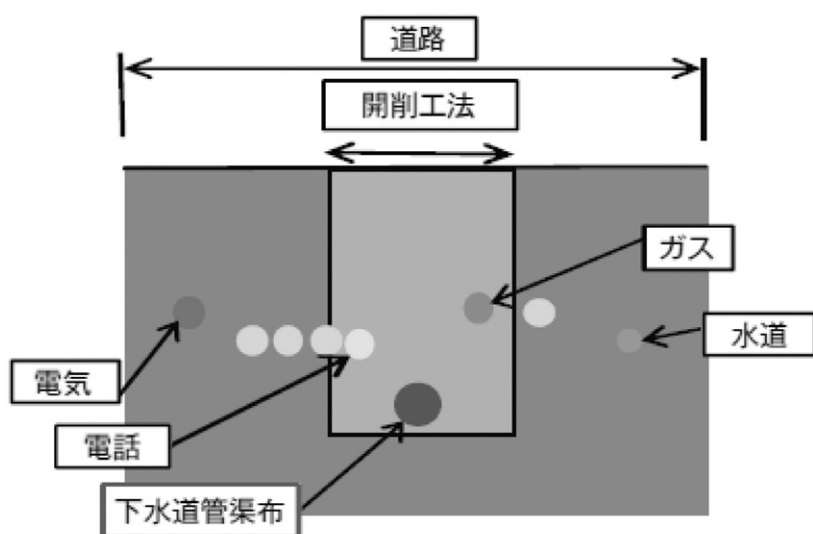
施工に先立ち現地で試掘をしたところ、占用物の埋設位置と道路台帳に記載されていた位置とが違っており、下水道管渠布設位置を変更したとしても別の地下埋設物と干渉する状況でした。このため、開削工法から推進工法に契約変更することになり、大幅な設計積算の変更に手間を要してしまいました。結果的には、既存占用管への支障もなく、わずかな増額で無事工期内に工事が完了しました。

原因

道路台帳に占用物件埋設位置が正確に記載されていなかったことが主因ですが、下水道の事業者として道路台帳を鵜呑みにしたことにも一因がありました。

対応策と教訓

- ①念には念を入れ、各占用物件の管理者が保有する工事完成図書等をチェックしましょう。
- ②占用管が多い場合は、事前に試掘をしましょう。



ガス管及びN T T電話管を避けて開削する計画であったが、試掘の結果、埋設位置がずれていて掘削幅内に埋設されていた。このため、開削工法から推進工法へ変更することになった。